

第9回総会 議事録

開催日時 令和3年3月30日(火曜日) 午後1時35分

開催場所 小松島市役所 4階大会議室

(農業委員)

1番 一柳 泰徳	2番 竹内 信行	3番 錦野 伸策	4番 谷崎 徹
5番 金西 章	7番 廣田 由美	8番 豊田 泉朱	9番 谷崎 賢二
11番 江崎 恵子	12番 増井 道宏	13番 服部 雅基	14番 川瀬 益栄
15番 船越 康博	16番 關 藤子	17番 森 博之	18番 高井 トミエ
19番 青木 正廣			

(農業委員の欠席者)

6番 栗本 謙二 10番 矢野 伸二

(農地利用最適化推進委員の出席)

2区 柳川 昌弘	3区 島田 正明	3区 松下 傳	4区 石原 美史
5区 宮田 芳和	6区 庄野 敏彦	6区 橋本 春男	7区 小松 晃
7区 徳山 守	8区 内多 泰美	9区 岡崎 勢一	10区 宮城 仁
10区 里村 雅博			

(出席者)

局長 添木 尚 次長 杉本 弘恵 主任 安部 裕介

議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
議案第3号 農用地利用集積計画案審議について
議案第4号 農地移動適正化斡旋について
議案第5号 非農地証明願について

議案外

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第4号 農地改良届出について
報告第5号 利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について

その他

下限面積(別段面積)の設定について

開会開始時間 午後1時35分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会第9回総会を開催いたします。

議事に入る前に、議事録署名者に、11番 江崎 委員 と 18番 高井 委員をご指名いたします。よろしく願いいたします。

なお、6番 栗本委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

議長（青木会長）

それでは、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

それでは、議案書の2ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

申請件数は、5件、8筆です。

議長

事務局は、整理番号1番の審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番は、相手方の要望による所有権移転の申請です。

申請地は、1筆、面積1,571㎡です。

譲渡人は、農地を所有しているが、高齢のため耕作ができず困っていたところ、申請地の隣接地を所有する譲受人との間で売買の話がまとまり、このたび、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長

担当の 一柳委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

1番 一柳 委員。

1 番 一柳委員

譲り受けた後も耕作をするということであったので別段問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決と認めます。

続いて事務局は、整理番号2番の審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号2番は、相手方の要望による所有権移転の申請です。

申請地は、1筆、面積521㎡です。

譲渡人は、農地を所有しているが、高齢のため耕作ができず困っていたところ、近隣で耕作をしている譲受人との間で売買の話がまとまり、このたび、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長

担当の一柳委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

1 番 一柳 委員。

1 番 一柳委員

この方からもお話を聞いています。譲渡後も、先方が田んぼをしてくれるということで問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号2番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号2番については、原案どおり可決と認めます。

続いて事務局は、整理番号3番、整理番号4番の審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号3番、整理番号4番は、相手方の要望による所有権移転の申請です。

申請地は2筆、それぞれ面積は135㎡、115㎡です。

譲渡人は、農地を所有しているが、高齢のため耕作ができず困っており、買い手をさがしていたところ、申請地の隣接地を所有している譲受人との間で売買の話がまとまり、このたび、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長

担当の 金西委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

5番 金西 委員。

5番 金西委員

現地を見てきておりますが、別に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号3番、整理番号4番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号3番、整理番号4番については、原案どおり可決と認めます。

続いて事務局は、整理番号5番、整理番号6番の審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号5番、整理番号6番は、労力不足による所有権移転の申請です。

申請地は、2筆、面積はそれぞれ371㎡、45㎡です。

譲渡人は、農地を所有しているが、勤め人であるため耕作ができず買い手をさがしていたところ、申請地の近隣で耕作している譲受人との間で売買の話がまとまり、このたび、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長

担当の 關委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

16番 關 委員。

16番 關 委員

何も問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号5番、整理番号6番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号5番、整理番号6番については、原案どおり可決と認めます。

続いて事務局は、整理番号7番、整理番号8番の審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号7番、整理番号8番は、相手方の要望による所有権移転の申請です。

申請地は、2筆、面積はそれぞれ1, 123㎡、760㎡です。

譲渡人は、相続により農地を所有しているが、耕作ができず困っていたところ、申請地の近隣で耕作をしている譲受人との間で売買の話がまとまり、このたび、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長

担当の 谷崎委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

9番 谷崎 委員。

9番 谷崎委員

しばらく放棄地で荒れていたのですが、近くの譲受人の方が果樹を植えて管理をするということですので、ちょうどよかったと思っております。

よろしく御審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号7番、整理番号8番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号7番、整理番号8番については、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第1号を終了いたします。

それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（局長）

それでは、議案書の 3 ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」

申請件数は、1件、1筆です。

議長

事務局は、整理番号1番の審議内容を説明してください。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番についての申請内容について、転用目的は、農家住宅でございます。

譲受人は、現在農協関係の仕事をしていますが、昨年父より農業の経営移譲を受けました。本格的に農業に関わっていくことになり、既存倉庫付近に住居を構えたく、申請地に隣接する土地所有者に譲っていただけないかお願いしたところ、承諾が得られたため、このたび5条許可での申請に至りました。

申請地は、市街化調整区域で、農振除外済みです。

農地区分ですが、第1種農地と判断されます。

第1種農地は通常転用は許可されませんが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活に必要な施設で、集落に接続して設置されるもので、この案件の場合、転用は可能です。

転用を行うために必要な資力については、〇〇の融資証明書が添付されており、資金調達の見込みがあること等から、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

転用行為の妨げになる権利を有する者の同意について、農地基本台帳を確認しましたが、申請地には、賃借権、使用貸借などは無く、同意は不要であります。

また、〇〇土地改良区の意見書が添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、隣接地は、西側が道路、水路、北側が譲受人の祖父所有の倉庫敷地、東側及び南側は民地（田）となっております。工事等については、周囲に迷惑をかけないよう最善の注意を払い施工するとのことで、近隣の方々には影響はございません。

また、雨水排水については、隣接水路に雨水、汚水及び家庭雑排水を放流するようにし、隣接地に直接流入しないように留意するので周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま。また、隣接水路に雨水、汚水及び家庭雑排水を放流することに対し異議がない旨の、〇〇土地改良区からの承諾書も添付されております。

以上のことから、整理番号1番は許可やむを得ないと考えます。

以上です。

議長

担当の 關 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

16番 關 委員。

16番 関 委員

別にございません。問題ないと思いますのでよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第2号を終了いたします。

続いて、議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より、説明をお願いいたします。

事務局（局長）

それでは、議案書の 4 ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」

申請総数は、 33 件、 77 筆です。

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。

今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること及び耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、それから、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

5ページからの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上です。

議長

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第3号の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、以上で議案第3号を可決いたします。

それでは、議案第4号「農地移動適正化幹旋について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（局長）

それでは、議案書の 12 ページをお開きください。

議案第4号「農地移動適正化幹旋について」

申請総数は、 1 件、 1 筆です。

幹旋に係る申出書一式並びに現地確認を行いました。すべて完備しておりました。

なお、所在地図については、13 ページに記載してあります。

別紙①所在位置図について、ご確認ください。

昨年、10月29日の第4回総会でも申し上げさせていただきましたが、再度少し、補足させていただきます。

令和2年4月1日施行の国の農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正がなされたことを受けて、小松島市においても農地移動適正化あっせん基準及び基準細則の一部改正を行いました。

簡単に説明いたしますと、改正前は「農業委員の中からあっせん委員2名を指名し」となっていたのが、この改正に伴い、「農地利用最適化推進委員の中からあっせん委員1名以上を指名し」と改正させていただきました。

よって本市幹旋基準により幹旋を行いたいと思いますので、幹旋委員2名のご指名をお願いいたします。

議長

それでは、幹旋委員を私の方からご指名いたします。

整理番号1番については、小松 委員と 徳山 委員が、地元及び近隣の地区担当委員となっておりますので、幹旋委員に指名いたします。

ご異議ございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、議案第4号については、原案どおり可決と認めます。

以上で、議案第4号を終了いたします。

それでは、議案第5号「非農地証明願について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（局長）

それでは、議案書の 14 ページをお開きください。

議案第5号「非農地証明願について」

申請総数は、1 件、1 筆です。

それでは、整理番号1番について説明させていただきます。

平成3年3月13日の国土地理院の航空写真、そして現地確認の結果、宅地 として使用しておりました。

整理番号1番については、田 として利用されておりましたが、現在は上屋をつくり、隣地の農業用倉庫とともに一体利用されており、宅地として利用されています。

これらの整理番号1番の案件については、それぞれ農地への復元が不可能、困難であり、人的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、農地行政上支障がないと認められます。

以上です。

議長

担当の 豊田 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

8番 豊田 委員。

8番 豊田委員

説明して下さったとおり、農地性がないことを確認できました。

問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第5号を終了いたします。

以上で、議案についての審議を終了いたします。

それでは引き続き、議案外に移ります。

報告第1号 「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」

報告第2号 「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」

報告第3号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」

報告第4号 「農地改良届出について」

報告第5号 「利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について」

議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

議案外についてご報告いたします。議案書の 15 ページをお開きください。

報告第1号『農地法第4条第1項第8号の規定による届出について』

届出件数は、1件、1筆 です。

整理番号1番は、田で212㎡の居住用住宅用地としての届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

事務局（次長）

議案書の 16 ページをお開きください。

報告第2号『農地法第5条第1項第7号の規定による届出について』

届出件数は、2件、2筆です。

整理番号1番は、田で508㎡の、駐車場としての届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

整理番号2番は、田で198㎡の、居住用住宅用地としての届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

事務局（次長）

議案書の 17 ページをご覧ください。

報告第3号『農地法第18条第6項の規定による通知について』

申出件数は、1 件、3 筆です。

それぞれ賃借人、賃貸人の協議のもと、合意解約に必要な書類、農地法第18条第6項の規定による通知書、および合意解約書に双方の署名・捺印がされ、提出されております。

事務局（次長）

議案書の 18 ページをご覧ください。

報告第4号『農地改良届出について』

申出件数は、1 件、2 筆です。

整理番号1番は、田1筆 面積1,403㎡、整理番号2番は、田1筆 面積1,173㎡、このたび40センチほど嵩上げて、家庭用野菜の栽培を行う予定でございます。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

事務局（次長）

議案書の 19 ページをご覧ください。

報告第5号『利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について』

申出件数は、2 件、2 筆です。

各々、賃貸人と賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、および利用権設定にかかる合意解約申出書に双方の署名、捺印がされ提出されております。

添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

なお、20 ページに詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上で、議案外の報告を終わります。

議長

ただいま、事務局より議案外 5 件について報告がありました。
何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。
次に、その他「下限面積(別段面積)の設定について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (次長)

それでは、お配りした資料をご覧ください。

こちらにつきましては、徳島県農地関係事務処理要領の令和3年4月1日の改正案となっております。

この資料に基づきまして少しご説明させていただきます。

下限面積につきましては、農地法第3条第2項第5号に規定する面積で、取得後の面積が小松島市では50アール以上となることが現在必要となっております。

なお、特例として、農地法施行規則第17条第1項により、地域の実情に応じて、農業委員会が別段の面積を定めることが可能となっております。

下限面積の設定については、農地法施行規則第17条第1項第3号では、農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内に定めようとする面積未満の農地を耕作している者の数がおおむね百分の四十を下らないように算定されるものであることとなっております。

小松島市においては2015農業用センサスには、管内の農家で50アール未満の農地を耕作している農家が全農家数の約16%であり、百分の四十未満ですので、小松島市は該当しないため、現状のままの50アールが下限面積ということになります。

また、法第3条第2項第5号の下限面積のうち、空き家に付随した農地の下限面積については、空き家の持ち主から農業委員会への申し出により審議することとなっておりますので、また申し出がございましたら、総会の場においてご相談させていただき、設定について、皆様で審議していただけたらと思いますので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。

議長

ただいま、事務局より下限面積(別段面積)の設定について、説明がありました。

何か質疑はございませんか。

渡された資料、神山町は1反ということやね。美馬町は2反。小松島市は全域で50アール、5反となっております。町人でも5反以下の人は、買えないということを知っておいてください。それと、3反借りて2反買ったらいけると。借りても5反で構わないと。それだけ、みんな知っておいてもらわな、小松島は特に、これ、よそは1反、2反、3反、4反、5反とあるけん、全域で小松島は5反となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

質疑はございませんか。

一柳委員

下限面積5反を下げることはしないのですか。

事務局 (局長)

先ほど説明させていただいたんですけど、50アール未満の農地を耕作している農家が、新しいセンサスが出るかもわからないんですけど、今のところは2015年センサスでは16%なんです。50アールよりも少ない人が5割とかであればその設定を下げていくことができるんですけども、50アールよりも少ない人が16%、ほとんど8割以上が50アールを持っているという形になりますので、今のところは50アールという形にはなりません。

議長

ほかに質疑はございませんか。

服部委員

櫛渕の服部です。50アールにしているんですけど、これからの若い農家、農業してるんですけど親が基本的に土地を持っておって、別にそれ以外の土地を買いたい、購入したいという場合、そういう場合は特例では認められないのか。買い取って5反以上というのはいけるんですけども、どうしても地域の地元ですけど、5反ってまあまあでかいんですよ。櫛渕だったら農家が多いんで、次の世代が購入したいとなったときは、やっぱり5反以上は絶対に要るんですかね。

事務局（局長）

世帯であればいけるので、同じ世帯であれば親子であっても子どもの人が持ったりすることはできますので、農家として考えますので、はい。

議長

ほかにありませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、下限面積は現状のとおりといたします。

以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。

これにて、第9回総会を閉会いたします。この後、事務局より事務連絡がございますので、宜しくお願いいたします。

総会終了 午後 2 時 05 分

議事録署名委員

11番 江崎 恵子

18番 高井 トミエ